二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、一年とする。

四　訓練時間

総訓練時間は、八百時間以上とする。ただし、訓練の教科ごとの標準の訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

五　設備

1　訓練の教科ごとに必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

六　その他

本コースの修了については、応用課程の高度職業訓練を担当するために必要な指導力及び訓練技法を習得することを要件とする。

イ　能力開発学科

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科	一六八	建物その他の工作物	大教室
実践技能者養成法			教室
		機械	視聴覚教室
		その他	視聴覚機器
			教材類

ロ　各専攻分野ごとの専門実技

専攻分野	教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
			種別	名称
機械専攻	専門実技	六三二	建物その他の工作物	教室
	統計解析実習			演習室
	実践技術指導者実習			実習場
	実践技術企業実習			製図室
	課題製作特別実習			実験室
	教材開発研究			更衣室
				倉庫
			機械	精密加工用機器類